

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 8 年 6 月 22 日

奈良市長 殿

提出者

住所 奈良市東紀寺町1-50-1

氏名 公益社団法人地域医療振興協会

市立奈良病院 管理者 西尾博至

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0742-24-1252



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和7年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	公益社団法人地域医療振興協会 市立奈良病院
事業場の所在地	奈良市東紀寺町1-50-1
事業の種類	P83 医療業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	191 t	全処理委託料	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	191 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 別紙

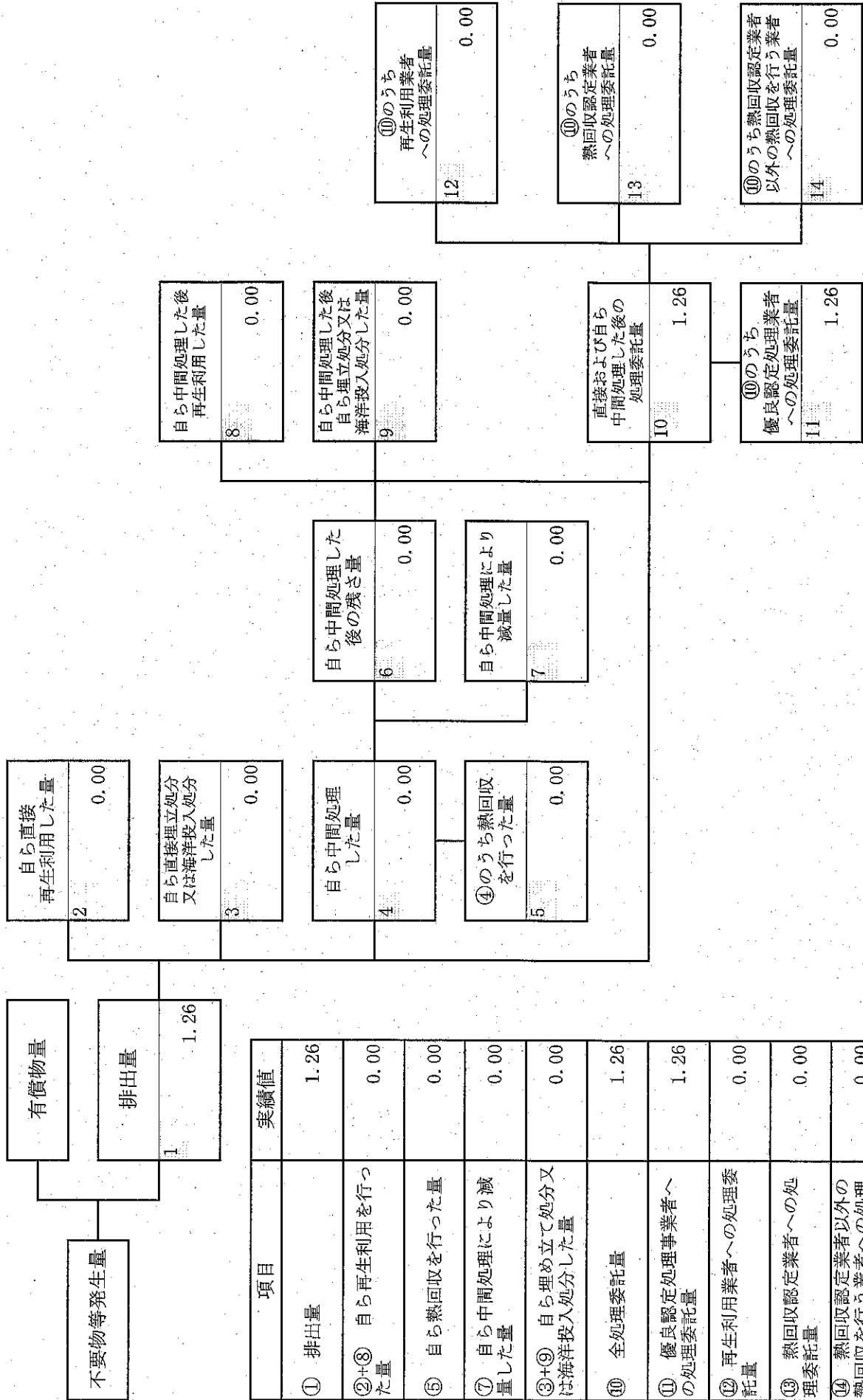
氏名又は法人名	報告担当者所属部署	担当者氏名	電話番号
公益社団法人地域医療振興協会 市立奈良病院	事務部経理課	加藤寛人	0742-24-1252

特別管理産業廃棄物の種類	排出量	自ら処理した廃棄物に関する事項				委託処理した廃棄物に関する事項			
		中間処理を含む				自ら処理した後の処理委託量			
		自ら再生利用を行った量 1	自ら埋立又は海洋投棄した量 2	自ら中間処理を行った量 3	自ら中間処理を行った量 4	中間処理後の焼却量 5	中間処理後の再生利用量 6	中間処理後の焼却量 7	中間処理後の再生利用量 8
1 有害廃油	1.26t								
2 感染性廃棄物	147.00t								
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
合計	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t

全処理委託量 (自前計算)	1.0	1.26t	147.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
うち優良委託業者への委託量	1.1	1.26t	147.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t	0.00t
再生利用業者	1.2								
特定熱回収業者	1.3								
認定熱回収業者	1.4								
その他の中間処理業者	1.5								
埋立処分業者	1.6								

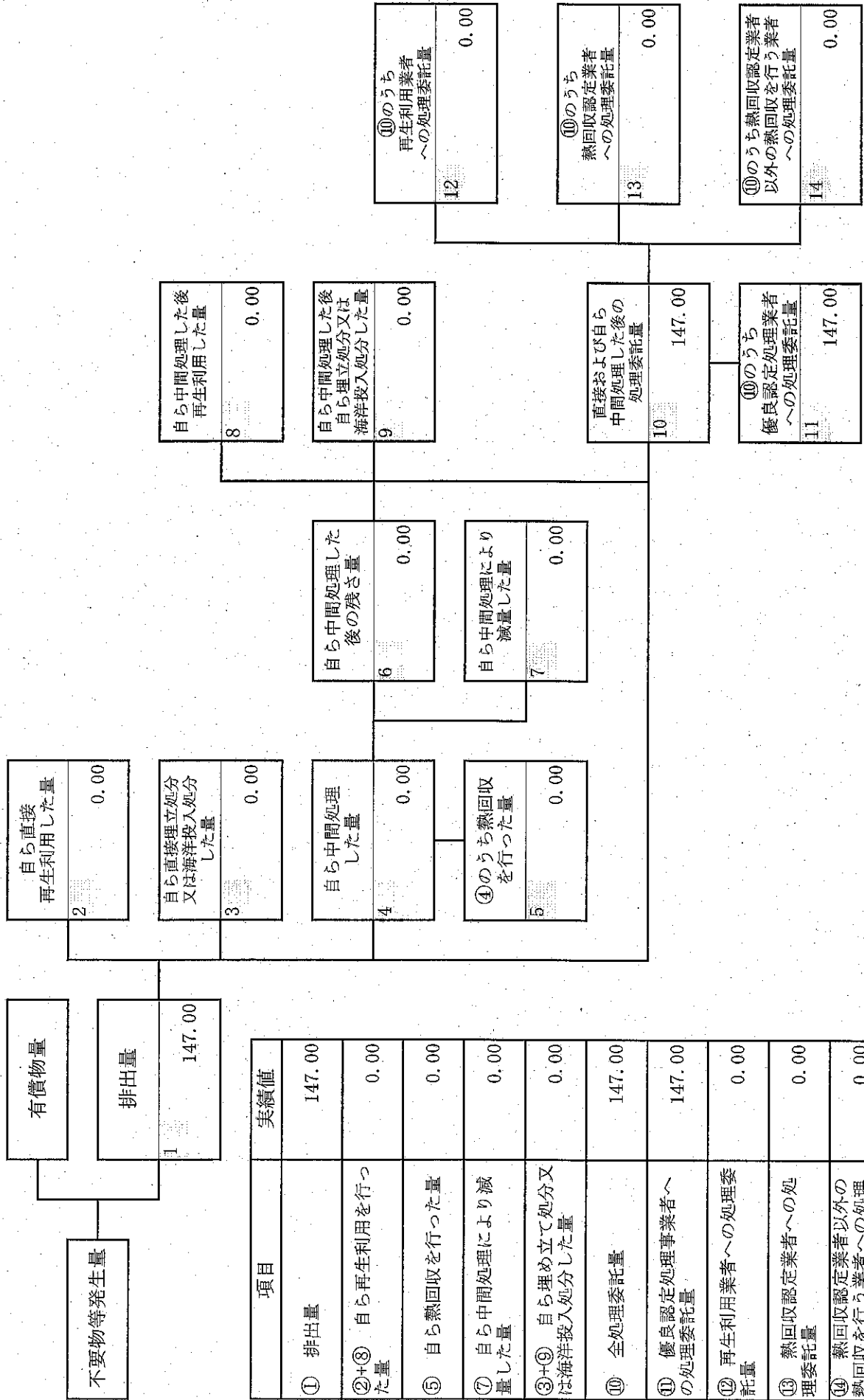
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類：有害廃油)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 感染性廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理した後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況が明らかにした書類を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。